広報 横芝
この広報は各家庭に洩れなく配付します。
発行所・千葉県山武郡横芝町役場（電話）横芝 32・249・339

相談日一覧表

心配ごと	毎日	（町民室）
行政苦情	毎月25日	（役場二階）
税金のこと	毎月5 15 25日	（東税務署）

——是非御利用下さい——

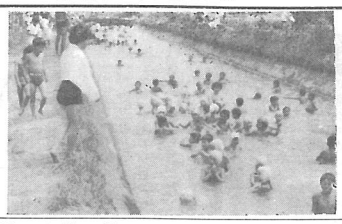

仮設プール（指定区域）で遊ぶ横小のよいこどもたち

水泳は必らず指定の場所で危険水域に近寄らないようにいたしましょう

農業構造改善に国はどんな手をうつか

自立経営を中心にして農業構造改善をするためには、国なり、政府はどんな手をうつのでしょうか。またすでにどんなことに手をうったかということをみましょう。

◎予算のうらづけ

大きくわけて二つになります。その一つは、構造改善と取くむ農家の方が、いざ取組んでも、法律のかべがあって動けないというのでは何にもなりませんから、そのようなかべをとりはらうことです。

いま一つは、金の面で動きがとれなくては困るので、予算的な裏付けによって最少限の事業ができるようにすることです。農業基本法には、この点はっきりと「法制上、財政上必要な措置を講じなければならない」としています。

しかし、いざ予算となると、なかなか基本法に明記してあっても、思うようにはいっていないようです。もっとも事業費となると、どのぐらいかかるのかもすぐつかめない点もあるでしょうし、何から何まで全部補助金というのも、すじとして通らない点もあるわけです。

一般の企業なら、ほとんどが自分で用意した資金か、借り入れ金で仕事をはじめて利益をだすわけですが、農業はその点自然相手、土地相手の企業なので様子は大変ちがうわけです。

農林省で定めた農業構造改善事業促進対策実施要領によりますと、一市町村平均一億一千万円の事業費を予定して、国の補助金が四千五百万円、融資が五千二百万円、残りの一千三百万円が自己資金ということになります。この金を最低限として利用し、農業の大きな利益が期待されるなら、自己負担についてもその予算にプラスして事業を進めようというわけです。

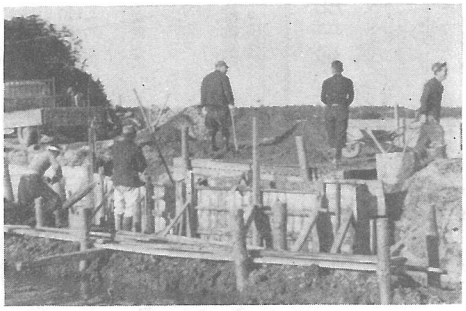

——一つの事業は農構の大事な仕事の一つ——

◎制度上のカベ

つぎに制度上のカベについてはどうなっているでしょうか。一番の基礎になる農地の移動を円滑にするという点で、農地法というカベがありました。経営面積を広くしようとしても、全国平均三町歩ありますが、この点は農地法が改正されてカベはなくなりました。また農業を一時やめて他の町に移ると不在地主となって農地を買収されましたが、農協にあずける「信託制度」もできました。農業経営を生産組合や会社にする場合に農地を出資できなかったのですが、こ点も、農地法、農協法の改正によってできるようになりました。しかし、農地法、農協法の改正でカベの一つは取除かれましたが、信託にしても、小作料の額のことや農地を移動することによる税金として、譲渡所得税や、不動産取得税がとられることは、まだそのままになっているので誰も利用する人がいないようです。

経営資金の点では、農業近代化資金がすでに実施になり農協に集っている農家の預金を、国と県が利子補給して、長期低利で借りることができるようになっているのは、もうご存じと思います。

その他に、制度上の問題となるのは、農家の相続とか、農業教育の充実とか、農業外の職業教育、農村の工業振興、社会保障、など、まだまだカベをとりはらわねばなりません。

◎われわれの心がまえ

農業構造改善ということは、農業を建直すあらゆる方法なり、手段を含んだ非常に広いものであるということです。いま政府がやろうとしている構造改善事業というのは、その広い中で、政府が直接援助しようとするものだけをまとめたものであるということです。

ですから政府の助成のあるものだけをやれば、それでできあがりというのではないということと、農業の建直しは、どうしてもわれわれの手によってなしとげなければならないという農家の方々の熱意と、自主的な工夫によって、なしとげられるものであるということを、充分に腹に入れておかねばなりません。

認識

「ねえ、この頃〝家の灯〟に俳句が入選している宗柴っていう人知っている？」青年団共有の図書の手入れに余念のなかった団員達は、この突然の声に一斉に彼女の方を見た。

「ええしってるわ、今月の……えーと〝打水の街行く神輿や冷奴〟とかいうのでやなかった？」

「あら、よく覚えているわね見なをしたわ」

「……失礼ね、私も俳句は好きなのよ」

「そうかしら案外本人をも知っているんじゃないの」

「本人ーて、それどういうことなの、全然しらないわ」

「本当？私ね、本人を見てびっくりしちゃった。俳句なんかやってるからどんなお爺ちゃんの風流人かと思ったの、そしたらね、私達の二級上にいたほら自衛隊に入ったK君だったのよ。彼氏今二曹とか言って元の軍曹殿なんですって。」

「まあ……」という様な一同の顔には、自衛隊と風流の何かそぐわない取合せが妙に感じられ、それが又自分達の先輩の青年であるだけに好奇心が現われ始めた。

「K君？武人のたしなみ……一寸いかすしじゃないの」

「それがね、自衛隊の生活や待遇を聞いて見ると武人なんてものでなく殆んど普通のいろ公務員と変らないらしいの、私自衛隊についての認識を改めたわ」——そして大凡次の様にK君から得た知識を披露した。

「K君は高校を卒業した年の六月から勤務して八年目、二十六才の現在二等陸曹となり、俸給も一八、〇〇〇円余り、諸手当を入れると月収は優に二万円は超す。勤務以来月六千円位の小遣を使っても預金は出来て、それが現在百万円余りになっている。K君は近く此の金で家を建てるのだと張切っている。

勤務も他の勤務状態と変らない平凡な公務員、只採用後六ヶ年位は全寮制と思えば良い。」「大凡そんな具合らしいの。それでね、私K君が俳句をたしなむ余慾も当然だとつくづく感じたの。だから弟を自衛隊に応募させようと思って募集要項をもらって来たの……あら、ごめんなさい自衛隊の話ばかりして」

「ううん、いいのよ私達も一っの見方を改める必要があるかもしれないものね……」

誰からともなく頷き合った目は、何時か彼女の手にした自衛隊募集要項に向けられていた。

自衛官募集要項

応募資格

十八才以上二十五才未満の日本国民である男子

志願手続

役場総務課に申出て下さい

試験

中卒程度の平易な学科と身体検査（身長一五五糎、体重と胸囲は身長にほぼ均衡のとれる者等となっている）

給与

初任給一〇、一〇〇円、他に期末平当他に衣食住は支給、

昇任

努力次第で幹部（旧制度の将校）になれる

申込締切

特になし、毎日役場で受付をする

議会だより

◎臨時会　五月二十七日会期一日で役場会議室に招集、次の事項を審議可決。

一、監査委員選任について同

長野康巳、芹川昌栄、○建設審議会、伊東巌、伊藤右仲、川島義雄、藤城顕義、大木正○有線放送電話運営委員会、河井昇、鈴木英太郎○栗山川漁港修築促進期成同盟会　伊東巌、河井昇、早川公平、伊藤右仲、高橋正、八角喜久夫、鈴木繁（監査）各氏

一、常任委員会委員の選任

○総務、伊東巌、伊藤右仲、河井昇、鈴木英太郎、高橋正、○厚生、川島義雄、藤城顕義、長野康巳、大木正、八角喜久夫、○産業、斎藤元一、伊藤博、芹川昌栄、平山清、早川公平、○税務文教　鈴木繁、伊藤議、市原茂雄、小川潔、岩沢英一の各氏

一、臨時出納検査立合人の選任○河井昇、鈴木繁両氏

一、横芝町工業勧奨委員会その他の委員の任命（了解事項）

○工業勧奨委員会、伊東巌、伊藤右仲、斎藤元一、伊藤博

一、農業構造改善事業協議会

伊東巌、伊藤博、平山清、小川潔の各氏○農林審議会、伊東巌、伊藤右仲両氏

一、人権擁護委員の候補者の推薦について

○新規委嘱　平山喜代次氏

○定例会六月二十八日会期一日で役場会議室に招集、次の事項を審議決定した。

一、横芝町海岸開発審議会設置条例制定（本町の海岸開発計画及びその必要な事項について町長の諮問に応じ、調査審議を行うことを目的とするもの）

一、農業構造改善事業協議会設置条例制定（新たに発足した農業構造改善事業の計画樹立及び実施について町長の諮問に応じ、調査審議を行うことを目的とするもの）

一、横芝町税条例の一部改正

一、横芝町国民健康保険税条例の一部改正

一、横芝町議会委員会条例の一部改正

一、議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

一、特別職の給与に関する条例の一部改正

一、昭和三十八年期末手当の特例に関する条例

一、昭和三十八年度才入才出加予算

一、横芝町国民健康保険才入才出追加予算　以上

○此の他議員提案の請願第一号、在日朝鮮公民の祖国への往来実現に関する請願書の受理については、委員会付託と決定。

千葉県警察官募集

資格＝学歴は問はず高卒程度の学力ある者で日本人男子。

年令＝昭和一三年四月二日より全二〇年四月一日生迄

試験＝八月四日午前九時より千葉県警察学校（稲毛台町）で筆記（国、社、数、理、推理判断、記憶力）及体格（身長一六一糎以上、胸囲身長の半以上、体重48.5＋（身長－161）×0.8KGLT）視力（両眼裸視〇、六矯正視力一、〇以上は視〇、一）以上色盲でないこと。

右合格者はその翌日第二次試験が作文、口述、適性、身体

待遇＝初任給一三、九六〇円約六ヶ月後には一八、〇〇〇円被服は殆んど支給、住宅完備昇任＝学歴によらず努力次第で上級職に昇進できる。

受験申込＝七月一日から毎日警察で受付ているの印かんを持って行けば用紙を支給される（半身脱帽のセミ判の六ヶ月以内に撮影した写真が必要）

＝その他詳細は警察関係え＝

納税だより

町税の納期は四月の固定資産税に始って、六月からは町県民税と健康保険税がこれにつづきます。

その後には、これらの納期が二、三、四期とあい次いで追ってきて、来年の三月までは息つくひまもありません。

さりながら近頃では、この気ぜわしく矢継ぎやな納税にもかかわらず、町民各位の深いご理解と、納税組合長さんや婦人会の役員さん方のお骨折りが実を結んで、殆んどが納期内に納付されるようになりました。

なお特にお知らせしたいことは、まだ納期の到来しないものも含めて完納する方が多くなったということです。

今年度の固定資産税も既に一八二名の方が完納しており町民税も一七名に及んでおりますが、このように町税を前納した際には納税通知書の裏面にもありますように、「納期前納付奨励金」が交付されます。

この奨励金は、納期と納付した時期との期間ひと月について、税額の一％に当る額が交付されることになります。

いずれにしても町税を前納するということは、町の財政を堅実なものにするために大きな意義があり、ひとつには、町をこよなく愛する心の表れとも云えましょう。

郷土横芝町が弥がうえにも発展するために、今後とも変らぬご協力をお願いいたします。

納期前納付の報奨金は各納期の納期前の月数一ケ月について、その税額の一〇〇分の一に当る金額が交付されます。

納期前の報奨金交付率

税目	期別	納期	納付日別報奨金の交付率			
			5月15日納期日付合せた場合	6月15日まで	7月15日まで	8月15日まで
資産税	第2期	7月1日～7月31日	2％	1％	0％	0％
固定資産税	第3期	9月1日～9月30日	4	3	2	1
	第4期	11月1日～11月30日	6	5	4	3
町県民税	第2期	8月1日～8月31日		2	0	0
	第3期	10月1日～10月31日		4	2	2
	第4期	12月1日～12月25日		6	4	4

報奨金算出例　年税額4000円の町県民税を7月15日までに全額納付したときの報奨金は次の様になります。

期別税額

1期	1,000円	×0＝	0円
2期	1,000円	×1＝	10円
3期	1,000円	×3＝	30円
4期	1,000円	×5＝	50円
計	4,000		90円

但し他に町税の未納がある場合は交付されません。